

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和6年度 4月度)

- 1 日 時 令和6年4月5日(金)
開会：午後3時00分
閉会：午後4時10分
- 2 場 所 氷見市庁舎議事堂 全員協議会室
- 3 出席委員 14名
1番 三島 幸浩 2番 両國 明美 3番 上野 和枝
4番 栗山 敬行 6番 田中 昭一 7番 池田 貢
8番 宮木 克幸 9番 川上 三郎 10番 吉田 純夫
11番 森 久志 12番 高木 良治 13番 山本 善榮
14番 浮橋 勉 15番 向 悟司
- 4 欠席委員 1名
5番 平井 清一
- 5 議 題 第1号議題 農用地利用集積計画について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
第5号議題 賃借料情報の提供について
第6号議題 農作業標準料金の決定について
- 6 報 告 報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）について
- 7 職務のため出席した事務局等職員
4名
局長 谷口 義洋 主査 川上 一弘 事務員 川田 安広
事務員 松村 涼子
市長部局から
農林畜産課 課長補佐 山下 弥奈江 主査 森川 延浩
主任 池田 正樹

8 総会の概要

(事務局) ただいまから、令和6年度4月度定例総会を開催いたします。
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) それでは、農業委員会憲章の朗読を川上委員の主唱により、皆様でお願いいたします。

……………農業委員会憲章の朗読……………

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、
第1号議題 農用地利用集積計画について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
第5号議題 賃借料情報の提供について
第6号議題 農作業標準料金の決定について

であります。

また、報告事項として

報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断(非農地認定)について

であります。

□議長(会長) 本日は、平井委員から欠席の報告を受けていますが、在任委員15名中14名と過半数の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長(会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、上野委員、栗山委員をお願いいたします。

□議長（会長） それでは、第1号議題 農用地利用集積計画につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） （趣旨説明の後、農林畜産課より説明）

第1号議題 『農用地利用集積計画について』につきまして、ご説明いたします。今月の利用権設定は、相対設定分と中間管理事業分の利用集積計画であります。

番号1～——の借受人の氏名、面積を確認

以上、総合計で——筆、設定面積——㎡を、——名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題 『農用地利用集積計画について』につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題 『農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について』につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題 『農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について』につきまして、ご説明いたします。農地を農地として利用するためにその権利を取得する場合、農業委員会の許可が必要となり、それが「3条許可」であります。なお、令和5年4月1日から面積要件となっていた5反要件が廃止されております。

今回の申請件数は1件です。

氷見市**——番、外2筆の3筆で、申請面積は、3筆合わせて——㎡、地目は登記が田、現況が畑です。

譲渡人 氷見市**——番（氏名**）から
譲受人 石川県河北郡**——番（氏名**）へ
譲受人の要望で、所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、——㎡で、今回の申請農地——㎡を取得すると、合計——㎡となります。

譲受人は、年間240日程度、石川県での農業研修において農作業に従事しております。申請地は、耕作されていない状況で、この度、譲受人から譲渡人へ働きかけて、現在、利用されていない農業用鉄骨ハウスを活用し、畑として利用するため、買取をすることで合意が成立したものです。なお、譲受人は現在、石川県在住ですが、遅くとも5月末には本市へ移住する予定です。

以上の1件であります。

引き続き許可基準について、説明させていただきます。

今回の案件は、1番の全部効率利用、2番の常時従事、これは原則、年間150日以上農業従事日数になります、3番の地域調和など、不許可の要件に該当しておりませんので、許可が相当と判断されます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

（**委員） この譲受人は河北郡で農業実績、経験がある方ですか。

（事務局） 石川県で農業研修を1年受けて、この4月から新規就農の予定です。石川県で、農業経営に携わっておられません。

□議長（会長） 他に無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第3号議題、『農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について』意見を付する件、2件につきまして説明いたします。

農地法第4条の許可申請は、土地の所有者本人が農地を農地以外のもの

に転用する場合、第5条の許可申請は、所有者以外への所有権移転、使用貸借権設定、賃貸借権設定を伴う場合に行うものです。
今回の案件は、2件ともに第5条申請となっております。

番号1番、地区は——です。
譲受人は、氷見市**——番地（氏名**）
譲渡人は、氷見市**——番地（氏名**）外——名
申請地は、氷見市**——番 外——筆、
申請書において、地目は登記、現況ともに田、現地は一として利用されている状況です。
申請面積は——㎡、転用目的が——です。
農地区分は第3種農地です。

番号2番、地区は——です。
譲受人は、氷見市**——番地（氏名**）
譲渡人は、氷見市**——番地（氏名**）
申請地は、氷見市**——番、**——番、申請書において地目は**——番が登記、現況ともに田、**——番が登記、現況ともに田、現地は一として利用されている状況です。
申請面積は——㎡、転用目的が——です。
農地区分は第2種農地です。

引き続き、許可基準について、説明。

番号1番の許可基準につきましては、上水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって、500m圏内に2以上の教育施設・医療施設その他公共施設又は公益的施設が存するため第3種農地となり、第3種農地の許可基準「原則許可」の運用にて許可となります。

番号2番の許可基準につきましては、10ヘクタール未満の規模の低生産性小集団農地のため第2種農地となり、第2種農地の許可基準「代替可能性勘案の必要なし」の運用にて許可となります。

では、今回付された案件2件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般**月**日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、**委員の代読

で、事務局から報告を受けます。

(事務局) **委員の代読で報告

先般**月**日、**委員と地区推進委員および事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件2件につきまして、番号1番は除外申請時に現地調査を実施しており、計画等に変更がないことから改めての現地調査は不要となります。

残る1件については、隣接地との境界が確定されており、用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地耕作者からの同意が得られており、「氷見市土地改良区」からの同意書も添付されております。

以上、今回の案件2件は、違反転用の案件もありますが、原案のとおり許可相当であると判断されたことを、ご報告いたします。

□議長(会長) 事務局の説明と**委員の代読で、現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長(会長) 他に無いようでございますので、異議がないと認め、第3号議題『農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件』につきまして、原案のとおり許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長(会長) 次に、第4号議題『氷見農業振興地域整備計画の変更について』につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 本件は、氷見市長より**月**日付けで諮問があり、本総会において審議し、答申するものです。

(事務局) 第4号議題、『氷見農業振興地域整備計画の変更について』につきまして、説明いたします。

農振除外とは、農業振興地域の中で、かつ農用地区域内にある農地はそのままでは転用行為が出来ないため、農用地区域内の土地の確保及び農業振興施策の推進等に著しい支障を及ぼすことのない範囲で、農用地以外の用途に転用することを目的として農用地区域からの除外を行うものです。

番号1、地区は——です。

願出者は、氷見市**——番地（氏名**）

対象地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記が田、現況が畑、
現地は畑として利用されている状況でした。対象地の面積は——㎡です。

農用地区域でしかできない理由として、

譲受人は——地内に事務所を構え、各種事業を営んでおり、願出地に隣接する土地を駐車場として賃借していますが、今般所有者より返却を求められたため、早急に新たな駐車場を確保する必要が生じました。そこで周辺の土地を候補地として検討しましたが、願出地以外に取得可能な土地が見つからなかったからとのことです。

農用地区域からの除外の基本的な要件として、必要性、規模の妥当性が認められること、周辺農地の営農、利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に影響がないこと、土地改良事業の事業完了年度の翌年度から起算して8年が経過していることとなっております。

周辺農地の営農、利用集積への影響については位置図より、農地の真ん中などではなく、宅地など既存の除外地に接続していることをご確認いただければと思います。

今回付された案件1件につきまして、農業委員会として意見があるかについて、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般*月**日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、**委員の代読で、事務局から報告を受けます。

（事務局） **委員の代読で現地調査の報告

先般*月**日、**委員と地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件1件につきまして、隣接地との境界が確定されており、排水路、 周辺農地への影響に問題がないことを確認していただきました。

また、「氷見市土地改良区」からの同意も得られております。

以上、今回の案件1件は、原案のとおり除外はやむを得ないものであると判断されたことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の代読で、事務局の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

(**委員) 農業振興整備計画の農振除外について、氷見市に面積の割当てはあるか。

(事務局) 農振除外に係る面積の割当てはありません。富山県農業振興地域整備方針では、確保すべき農用地等の面積目標はありますが、あくまでも目標という位置づけになっています。

(**委員) 農振除外の許認可は、誰が行うのか。

(事務局) 氷見市長が行います。ただ、県と協議を行っており、氷見市単独で行っていません。

(**委員) 県でここまでやってよいという農振除外の目安はあるか。

(事務局) 年度によりそのような目安が示されることはありません。除外は必要最低限で行うもので、特にこの数字で示されておられません。

(**委員) 農振除外の事前協議の時に除外が難しいということで申請に至らなかったことはあるか。

(事務局) あります。そのことについて、市が判断できるものについては、その場でお答えし、判断が難しいものについては、県に相談しています。

□議長（会長） なお、本件は第1号議題と同様に諮問案件でありますので、意見は、いかがでしょうか。

……………発声なし……………

□議長（会長） 意見が無いようですので、異議等がないと認め、第4号議題『氷見農業振興地域整備計画の変更について』につきまして、変更案のとおり承認し、「意見無し」と氷見市長に答申することとします。

□議長（会長） 次に、第5号議題『賃借料情報の提供について』につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第5号議題、「賃借料情報の提供」について、説明します。
「賃借料情報」の根拠法令、根拠条文になっているのが、農地法第52条になります。

この、農地法第52条には「農業委員会は賃借等の動向、その他、情報の提供を行うものとする。」と規定されており、その規定に基づき、情報提供を行うものです。

こちらの賃借料の実績データの基になっているものが、令和5年1月から令和5年12月までの1年間に利用権設定された「利用権設定データ」であります、そのデータを基に積算、集計、作成をいたしました。

この賃借料実績データをご覧のとおり、市内１９地区に分けて、それぞれ最高額、最低額、平均額、データ数を出しております。

対象データの抽出は、まず始めに令和５年１月から令和５年１２月までの間に利用権設定されたデータ１，９１８件のうち、地目が田で、権利の種類が賃貸借のデータ１，２５４件を抽出しました。

参考までに、中間管理機構分は「１，２５４件のうち２７８件」です。

次に、この１，２５４件の平均額と比較して金額が突出しているものを取り除きました。この金額が突出しているものは、平均額の１．７倍より高いものと、０．３倍より安いものとなっています。この、賃借料が突出しているために、表から除外したものは１４９件ありました。

その結果、最終的な対象データが１，１０５件となっております。

令和４年が８６３件でしたので、比較すると２４２件の増となっております。

なお、賃借料を金額ではなく、物納で納入している田が、２５６件ありましたが、それらについては、氷見市農協の令和５年産コシヒカリ買い入れ価格により金額換算しており、６０kg当たり１３，０００円と設定いたしました。

昨年は１２，３００円でしたので６０kg当たり７００円の増となっております。

今後、情報提供の方法としましては、まず、農業委員会事務局や農協の各支所でご覧いただくことが可能であるほか、「広報ＪＡひみし」及び「広報ひみ」の各広報誌への掲載を通じて、情報の提供を行ってまいります。

説明は以上です。原案のとおり、決定、提供してよろしいか、ご審議ほどよろしくお願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があれば、お願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第５号議題『賃借料情報の提供について』につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第６号議題『農作業標準料金の決定について』につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第６号議題、農作業標準料金の決定について、説明いたします。

本来であれば令和５年度の改定から３カ年が経過する、令和８年度が改定の年度となっていますが、昨今の農業事情の変化に対応するため、「氷見市農作業標準料金」を、今回、こちらの一覧表のとおり策定いたしました。適用期間は令和６年度から８年度までの３年間となります。

なお、これらの標準料金は、「農作業受託の促進と農業機械の有効利用を図るための「作業料金」の目安として策定するものであります。

本年の１月、富山県農業会議が、令和６年度の標準料金を策定しました。

そうした県農業会議の金額を参考にし、さらには、JA 氷見市農業機械課から、「大手３社の農機具販売価格」などを入手し、これら金額を基に算出しました。

次に、農作業標準料金の昨年との数値の比較については、比較表のとおりですが、今回の増減要素としては、農機具販売価格、農業近代化資金の適用利率の上昇等が反映されています。

最後に、情報提供としましては、農業委員会事務局や農協の各支所でご覧いただくことが可能であるほか、「広報ひみ」、「広報 JA ひみし」等の各広報誌への掲載を通じて情報の提供を行っていきます。

説明は以上ですが、原案のとおり決定してよろしいか、ご審議のほどよろしく願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があれば、お願いします。

（**委員） 農作業標準料金は、田の作業を基準としたものと思いますが、畑の作業の場合は当てはまらないか。

（事務員） 農作業標準料金自体が基本的に田の作業に使うという目的で策定されているものなので畑には当てはまらないと思います。

□議長（会長） 他に無いようでございますので、異議がないと認め、第６号議題『農作業標準料金の決定について』につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 付議案件は以上です。次に報告事項に移ります。

報告第１号 農地法第２条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 報告第１号 農地法第２条の規定による農地、非農地の判断（非農地

認定)についてにつきまして、ご説明いたします。

非農地認定の申請件数は、1件です。

番号1、地区は一と一です。

申請人は氷見市**——番地(氏名**）、

申請地は、氷見市**——番 外2筆、地目は登記、現況ともに田、
また、氷見市**——番 外3筆、地目は登記、現況ともに畑。

申請面積は合わせて——m²です。

目的は、農地から原野への地目変更登記申請です。

この申請を踏まえて、*月**日に**委員、**推進委員、**推進委員の3名と現地調査を実施しました。その結果非農地であると判断したことから、*月**日付けで所有者に対し、非農地認定による通知書を発送いたしました。

また、併せて関係機関である県、法務局及び市へ情報提供を行っております。

□議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、質問があればお願いします。

(**委員) この報告によると、現地の状況を田、畑と記載してありますが、現地を見に行っても実際に耕作している様子がなかったから、原野にしてほしいということだったのか、それとも、耕作する意思がないから原野にしてほしいとのことだったのか、どういうことか。

(事務局) この「現地の状況」の記載の関しては、現地の本当の状況でなくて、固定資産税の課税地目としての田や畑のことです。実際に見てきた現地は荒廃農地で、周辺の土地も同様に雑木が生えており、また、崖の下ので場所がほとんどであったので、非農地であると判断させていただいたところでは。

(**委員) 今から農業をやめていく人が結構いると思いますが、原野等の非農地にすべきなのか。

(事務局) 人の手が入らず、雑木が生え、周辺と一体として何十年も放置されてところは、こういった申請をして現況に合った地目を変える必要があると思います。

ただ、単純に田を原野にすることは出来ません。農地は農地法で守られています。目安としては、20年以上耕作していないということです。今回の場所については、所有者によると50年以上は耕作していない場所、今後も農地として使う見込みがないという判断したところです。

(**委員) 農地確認時にそのような農地があるとする、どう判断して対応すればよいのか。今の話であれば、20年とか30年とか使わなくて初めてこの申請ができるということだから、そのような状態になるまで、所有者に見込みがほとんどないのに田として使ってくださいとか、農地に木が生えそうになっていますよ、草刈りなどして下さいとお願いし続けることになります。市としては、どういう対応をされるのでしょうか。

(事務局) 正直、作ってくれとまでは、なかなか言えないです。事務局に相談の来られる方には、まずは、同じ地区で作ってくれる人がいないかを探してもらおう。農協に相談してくださいといった話はします。作るのが難しい場合は、自分で草刈りをするか、近隣の方に頼んで草刈りをして下さいと話をしています。

□議長（会長） ほかに無いようでございますので、説明を了承いたします。
以上で本日の案件は、全て終了しました。
これで、氷見市農業委員会4月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年4月5日

議 長

署名委員

署名委員